

会 計 細 則

第1条 組合の会計は予算に基づき明確にとり行う。

- 第2条 ① 会計に関しては会計台帳、寄付台帳、証憑書類を常に備えつけなければならない。
② 会計の収支については、必ず証憑書類に基づいてとり行わなければならない。
③ 会計台帳、寄付台帳、証憑書類は少なくとも5カ年はこれを保管しなければならない。

第3条 会計は6ヶ月に1回以上の会計報告を執行委員会に対して行う。

- 第4条 ① 寄付金の受領は執行委員会の承認を必要とする。
② 寄付金の受領については労働組合法の定めに基づき、寄付台帳を置き寄付目的を明示する。

第5条 執行委員の活動1回につき、3,000円を支給する。

第6条 組合員が組合業務を行った場合には必要経費と必要に応じて食事代を1000円支給することができる。

第7条 組合業務のための出張に対しては実費を支給する。ただし、総会については除く。

第8条 会計台帳は組合員の要求があれば何時にても公開しなければならない。

第9条 組合の資金は、執行委員長名義を以って銀行、郵便局、または確実なる金融機関に預け入れるものとする。

第10条 この細則は1991年3月2日より施行する。
この細則は2024年7月25日より施行する。